

## 議題 2

### 塩竈市教育大綱について

(1) 教育に関する大綱の策定について

…P 1

(2) 塩竈市教育大綱の策定について(案)

…P 2

(3) 塩竈市教育大綱骨子(案)

…P 4

## 教育に関する大綱の策定について

改正地教行法が施行され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「大綱」という。）を定めることとされた。

1 目的 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。

2 制定期間 4年

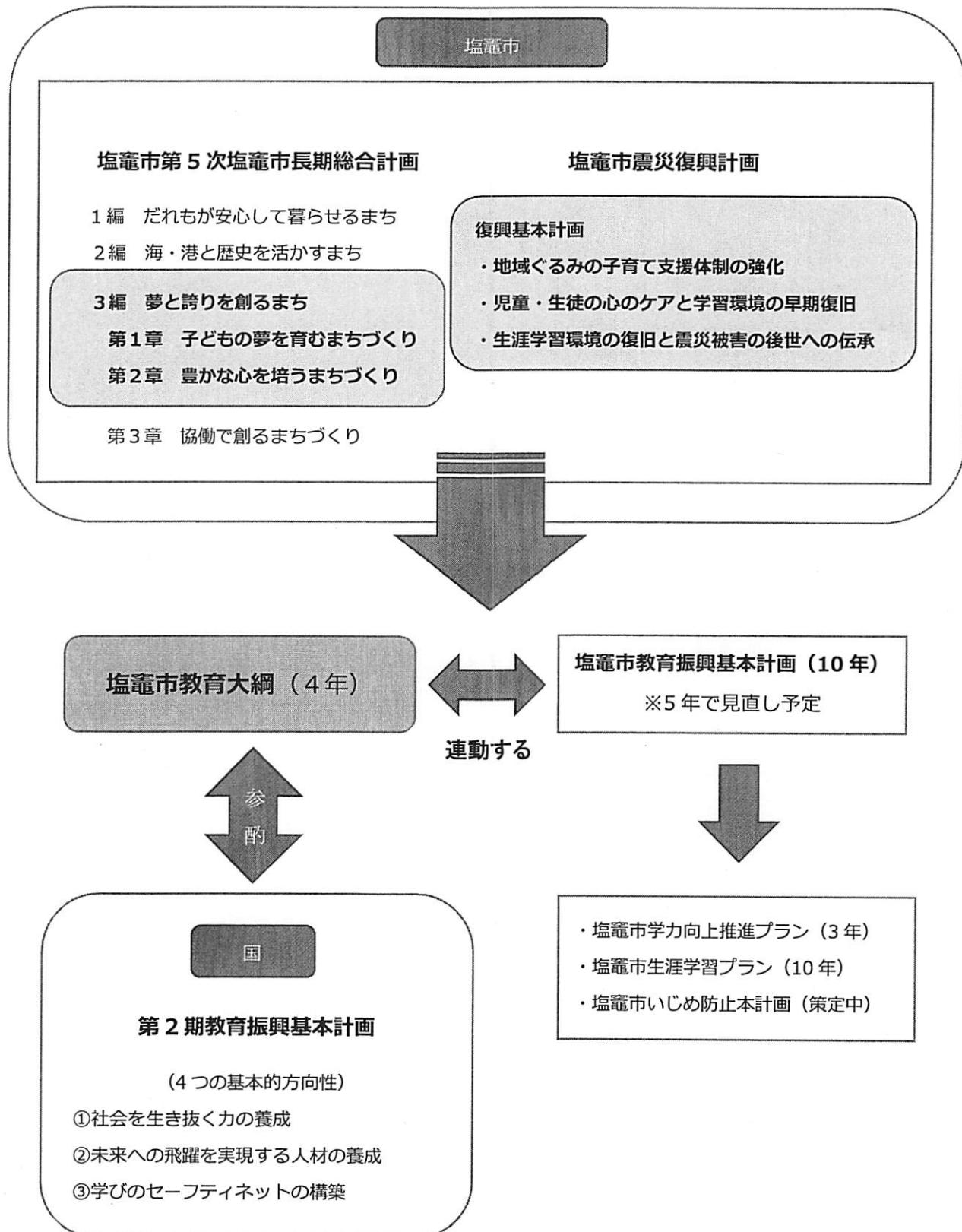
3 大綱の法的効果

- ① 教育委員会と協議・調整の上での大綱事項については、市長及び教育委員会の双方に尊重義務がある。
- ② 市長及び教育委員会は、策定した大綱の下、それぞれの事務を管理・執行し市としての教育政策に関する方向性が明確化される。

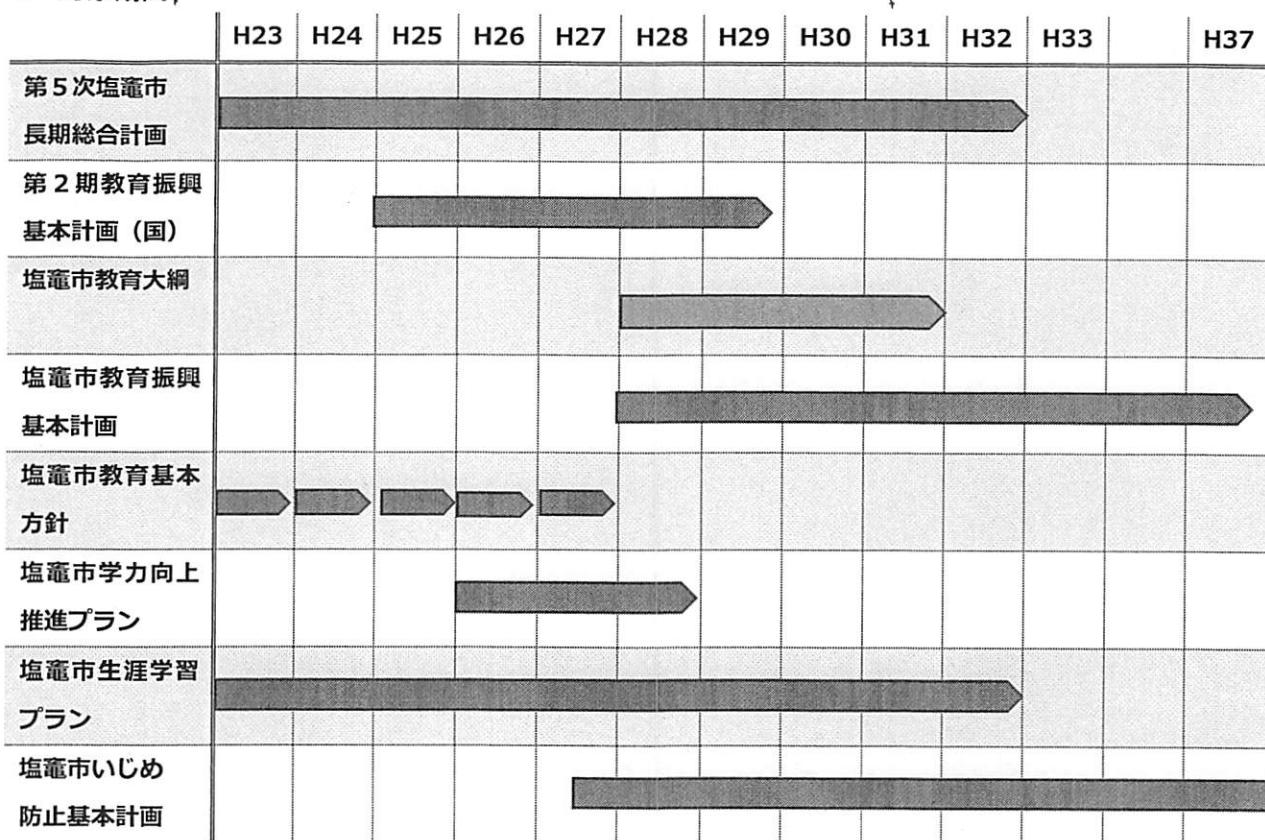
## 塩竈市教育大綱の策定について(案)

### I. 大綱の位置づけ

大綱の策定にあたっては、上位計画である「第5次塩竈市長期総合計画」「塩竈市震災復興計画」のもと、教育に関する様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図りながら推進していきます。



## II 対象期間



## III スケジュール

大綱策定関係	
平成 27 年 5 月	第 1 回総合教育会議 ・大綱策定方針案の協議
平成 27 年 6 月	第 2 回総合教育会議（骨格の協議）
平成 27 年 7 月	アンケート調査実施 第 3 回総合教育会議（骨格素案の確認）
平成 27 年 8 月	第 4 回総合教育会議 大綱（案）パブリックコメントの実施
平成 27 年 10 月	第 5 回総合教育会議 ・大綱の決定
平成 27 年 11 月	総務教育常任協議会への報告
平成 27 年 12 月	12 月定例会への報告

